

いばらき

第338号

雇用ニュース

6

[2010]



「チョウジソウ (つくばみらい市)」 いばらき自然環境フォトコンテスト 入選 鈴木 順子さん

新規高卒者求人受付“6月21日(月曜日)より開始!”

おもな内容 CONTENTS

県内の雇用情勢	2
平成22年度雇用対策連絡調整会議が開催される	3
6月は「外国人労働者問題啓発月間」です	3
私も会社もステップアップ、6月は「男女雇用機会均等月間」です	4
平成22年度全国安全週間スローガン決定	4
高齢者雇用確保措置の義務対象年齢は段階的に引き上げられます	5
育児休業取得促進等助成金のご案内	6
労働移動支援助成金のご案内(助成額及び助成率が引き上げられました)	7
茨城県雇用関係主要指標	8

茨城労働局職業安定部

ホームページアドレス

<http://www.ibarakiroudoukyoku.go.jp>

有効求人倍率0.44・雇用情勢は、持ち直しの動きが見られるものの、依然として厳しい状況にある

有効求人数（原数値）は35か月連続の減少

1 概況

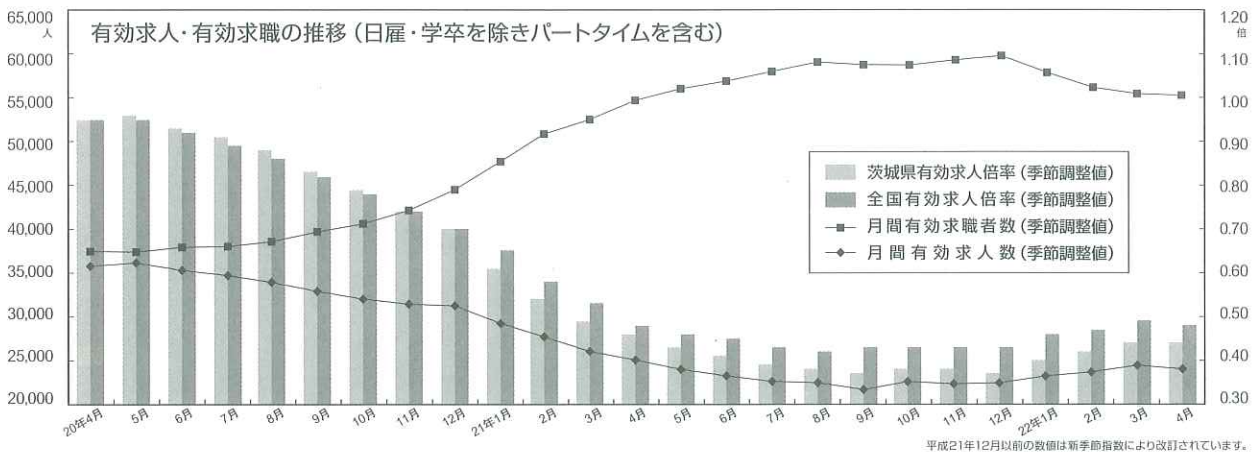
4月の雇用失業情勢をみると、新規求人数は10,185人で前年同月に比較して3.4%増と2か月連続して増加となりました。産業別では、製造業が同30.0%増で4か月連続で増加しました。

新規求職者数は17,369人と同5.8%の減少となりました。雇用形態別に見ると、一般は同9.3%の減少となりましたが、パートタイムは同3.5%の増加となりました。また、パートを含む常用求職者では、若年求職者（34歳以下）が減少し高齢求職者（60歳以上）が増加しました。

有効求人数（原数値）は24,383人で、前年同月比で3.3%減と35か月連続の減少となりました。

一方、有効求職者数（原数値）は、60,510人（同1.0%増）と20か月連続の増加となりました。

また、求職者1人当たりの求人数を示す有効求人倍率は、0.44倍（季節調整値）と前月と同じ水準になりました。なお、原数値は0.40倍と前年同月比で0.02ポイントの低下となりました。



2 新規求人の動き

新規求人数は10,185人となり、前年同月比で3.4%の増加となりました。

産業別にみると、製造業（同30.0%増）、運輸・郵便業（同26.5%増）、卸売・小売業（同14.2%増）、サービス業（同11.2%増）、その他の産業（同1.3%増）は増加し、学術研究、専門・技術サービス業（同24.0%減）、建設業（同18.4%減）、情報通信業（同15.8%減）、生活関連サービス・娯楽業（同9.8%減）、医療・福祉（同7.0%減）、宿泊・飲食サービス業（同7.0%減）で減少しました。

規模別に見ると新規求人数の約半数（54.8%）を占める29人以下（同0.5%増）と、500人以上（同41.7%増）、30～99人（同10.6%増）、100～299人（同4.4%増）で増加したが、300～499人（同23.2%減）で減少しました。

雇用形態別では、一般常用は前年同月比6.5%増加したが、パートタイムでは同5.8%の減少となりました。

4 失業の動き

失業の動きを雇用保険業務でみると、受給資格決定件数は5,526件で、前年同月に比較し23.2%減と5か月連続の減少となりました。また、新規求職者数に占める割合は31.8%と、前年同月（39.0%）を7.2ポイント下回りました。

雇用保険受給者実人員は、12,687人で、前年同月比では22.4%減少（2か月連続の減少）となりました。被保険者資格喪失者のうち事業主都合離職者は1,866人で、割合で9.4%（前年同月17.4%）となり、事業主都合離職者数では同51.9%減少となりました。

3 新規求職の動き

新規求職者数は17,369人となり、前年同月比で5.8%の減少となりました。

雇用形態別の割合では、一般が70.0%（前年同月72.7%）と2.7ポイント下回り、求職者数でも前年同月比で9.3%の減少となりました。一方、パートタイムは30.0%（前年同月27.3%）と2.7ポイント上回り、求職者数でも同3.5%の増加となりました。

また、常用（パートタイムを含む）で見ると、新規求職者数のうち、34歳以下の若年者の占める割合は38.9%となり、前年同月（39.4%）と0.5ポイント下回った。若年求職者数では前年同月比で7.0%の減少となりました。

同じく、パートタイムを含む新規求職者数のうち、60歳以上の高齢者の占める割合は16.2%となり、前年同月（14.6%）を1.6ポイント上回り、高齢求職者数では同4.3%の増加となりました。

「平成22年度雇用対策連絡調整会議」が 開催される。

雇用対策連絡調整会議が、5月19日(水)に茨城労働局で開催された。

会議では、平成20年秋に発生した経済危機以降長引く厳しい雇用失業情勢の状況下における緊急雇用対策の推進等を、国の施策と茨城県の講ずる産業振興施策・福祉施策等が緊密な連携の下に円滑かつ効果的に実施されるよう、地域の実情に合った雇用の改善に取り組むために、茨城労働局、茨城県、茨城県教育庁、雇用・能力開発機構茨城センター、茨城県雇用開発協会、産業雇用安定センター茨城事務所、介護労働安定センター茨城支部等の各関係機関が一堂に会して開催されました。

会議は、茨城労働局長島職業安定部長より今日の経済状況に伴う雇用失業情勢と、新規学卒者に対する支援策等の3つの施策の概要を含めた挨拶と、茨城県渡辺商工労働部次長より、国の施策を受けて県として行う緊急雇用創出事業等を含む6事業の支援策の概要と県として茨城労働局との連携を図りながら支援策を推進してまいりたいとの挨拶がありました。

その後、関係機関・各課から本年度の重点施策・業務等の説明と、各種施策の連携等の情報交換及び意見交換が行われました。



外国人雇用はルールを守って適正に

6月は「外国人労働者問題啓発月間」です

我が国において増加傾向にある外国人労働者について、ルールを守った適正な雇用の確保を図るため、事業主団体等の協力を求めつつ、事業主をはじめ、広く国民一般の方々を対象として、「外国人労働者の雇用の管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（平成19年厚生労働省告示276号）」の意義・内容を中心に周知及び啓発を行う月間です。

1. 外国人労働者の雇用管理の改善等が事業主の努力義務として定められています。
2. 外国人労働者の雇入れ及び離職の際にその氏名、在留資格等について、ハローワークへの届出が必要です。
3. 届出にあたり、在留資格を確認すること等により不法就労の防止が図られます。



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、茨城労働局職業対策課にお問い合わせください。

6月は「男女雇用機会均等月間」です。

厚生労働省では、男女雇用機会均等法の公布日(昭和60年6月1日)を記念して、「男女雇用機会均等月間」を定め、職場における男女均等について労使を始め社会一般の認識と理解を深める機会としております。

第25回にあたる本年は、労使を始め社会一般に対する均等法の一層の周知徹底、ポジティブ・アクション(男女労働者間に事実上生じている格差の解消に向けた企業の自主的かつ積極的な取組)の趣旨及び内容の正しい理解を目標として、「私も社会もステップアップ～ポジティブ・アクションを活かせ～」をテーマに実施いたします。

※お問合せ先

茨城労働局雇用均等室へ 029-224-6288

●● 第25回 男女雇用機会均等月間 ●●

私も社会もステップアップ

ポジティブ・アクションで
チャンスを活かさせ



ポジティブ・アクションを推進しています

ポジティブ・アクションの
シンボルマークです。

6月は男女雇用機会均等月間です!

職場での男女均等取扱いやセクシュアルハラスメント等に関する相談、
ポジティブ・アクションに関する相談・お問い合わせは
都道府県労働局雇用均等室へ
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/koyoukintou/roudoukyoku/index.html>

厚生労働省

平成22年度 全国安全週間スローガン決定

全国安全週間は、産業界における自主的な労働災害防止活動を推進するとともに、広く一般の安全意識の高揚と安全活動の定着を目的として、昭和3年から実施しており、本年で第83回となります。

毎年、7月1日から7月7日までを本週間、6月1日から6月30日までを準備期間としております。

全国安全週間においては、スローガンが設けられており、週間中の意識の高揚を図るため、看板、ポスター等として広く事業場に掲示されます。

平成22年度の全国安全週間スローガンは、

「みんなで進めようリスクアセスメント めざそう職場の安全・安心」

に決定いたしました。

この全国安全週間を契機として、それぞれの職場において、労働災害防止の重要性の認識をさらに深め、安全活動の着実な実行を図りましょう。

高年齢者雇用確保措置の義務対象年齢は 段階的に引き上げられます。

早期に

65歳以上定年、65歳以上希望者全員の 継続雇用制度等の導入をお願いします！

◎高年齢者等の雇用の安定等に関する法律により、65歳未満の定年の定めをしている事業主は、65歳までの安定した雇用を確保するため、次の①から③までのいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じる必要があります。

- ① 定年の引上げ
- ② 継続雇用制度（希望者を定年後も引き続いて雇用する制度）の導入
- ③ 定年の定め廃止

◎高年齢者雇用確保措置の義務年齢は、年金(定額部分)の支給開始年齢の引き上げスケジュールに合わせ、次のように引き上げられます。

平成22年4月1日から平成25年3月31日まで **義務対象年齢64歳**
平成25年4月1日から **義務対象年齢65歳**

継続雇用制度の対象者の基準を 労使協定を締結せずに就業規則で定めている事業主の方へ！

平成22年度末までに、

- ① 「定年の定め廃止」、「定年の引上げ」又は「希望者全員の雇用継続制度」を実施
- ② 継続雇用制度の対象となる高年齢者に係る基準について**労使協定を締結のいずれかの措置を実施することが必要です！**

※継続雇用制度の導入に当たって労使協定の締結により対象者の基準を定めることが認められておりますが、対象者の基準について労使協定を締結するための協議が調わないときは、経過措置として、中小企業（300人以下）の事業主は、平成23年3月31日までの間は就業規則等により基準を定めることが出来るとされています。

○就業規則の作成、変更を行った場合には労働基準監督署に届け出ていただく必要があります。

○65歳以上への定年の引上げ等を行っていただく場合には奨励金を活用することができます。

※お問合せは、茨城労働局又は最寄りのハローワークへお願いします。

育児休業や短時間勤務期間中の労働者に経済的支援を行う事業主のみなさまへの助成金があります。

育児休業取得促進等助成金とは、育児休業期間中又は短時間勤務期間中の雇用保険被保険者に連続して3か月以上経済的支援（※1）を行った事業主へ助成（※2）を行うものです。

※1 経済的支援とは事業主が対象被保険者に支払う手当等をいいます。ただし、賞与や一時金、出産祝い金等、個人的臨時的な祝金等又は共済等が支給する手当は除きます。

育児休業制度、短時間勤務制度及び経済的支援の内容は、労働協約、就業規則等に定める必要があります。

※2 助成期間は子が生まれた日から満3歳の誕生日の前日までとなります。

育児休業取得促進措置

育児休業期間中の雇用保険被保険者に対して支払った手当などの額に助成率を乗じた額を助成します。

短時間勤務促進措置

短時間勤務期間中の雇用保険被保険者に対してその労働時間に対応する額に上乗せして基本給を支払った場合（※）、上乗せした金額に助成率を乗じた額を助成します。

※例えば、短時間勤務制度を利用して1日6時間勤務している者に対して、8時間分の基本給を支払うような場合です。

助成率

中小企業 3/4、大企業 2/3

支給申請

経済的支援を開始した日から6か月の期間毎に、支給申請書に添付書類（賃金台帳など）を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県労働局に提出してください。申請期限は、それぞれの期間から2か月を経過する日の属する月の末日までとなります。

詳細については、最寄りの労働局又はハローワークへお問い合わせください。

 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク（公共職業安定所）

●事業主のみなさまへ

労働者の雇用の安定のために 円滑な再就職を支援しませんか!

“労働移動支援助成金” 活用のご案内

平成22年4月1日以降、助成額及び助成率を引き上げます!

◆改正内容◆

- ① 求職活動等支援給付金の助成額を4,000円から**7,000円** (※1) へUP
- ② 再就職支援給付金の助成率を1/4から**1/3**
(中小企業事業主1/3から**1/2**) へUP (※2)

※1 対象となる雇用保険被保険者に対し、休暇付与の日について、通常賃金の額以上の額を支払う必要があり、これが7,000円に満たない場合は、通常賃金の額以上の額を上限とします。

※2 1人当たり20万円(中小企業事業主は30万円)が限度額になります。

◆助成金の概要◆

事業活動の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、次のような支援を行う事業主に助成金を支給するものです。

- 求職活動等のための休暇を付与した場合(求職活動等支援給付金)
- 民間の職業紹介事業者に再就職支援を委託し、再就職を実現させた場合(再就職支援給付金)

◆支給対象◆

- 雇用保険の適用事業主
- 再就職援助計画^{※3}又は求職活動等支援基本計画書^{※4}を作成し、都道府県労働局又は公共職業安定所に提出した事業主

※3 相当数の労働者が離職を余儀なくされることが見込まれる事業規模の縮小等を行おうとする事業主は、①事業の現状、②再就職援助計画に至る経緯、③計画対象労働者の氏名等、④再就職援助のための措置、⑤労働組合等の意見を記載した再就職援助計画を作成し、公共職業安定所長の認定を受けなければなりません。

※4 事業主は、求職活動支援書(事業主都合の解雇等により離職することが予定されている高年齢者等が希望するときに作成し交付する必要があります。)を作成する前に、その再就職援助の措置や対象者数等を記載した求職活動等支援基本計画書を作成し、労働組合等の同意を得た上で都道府県労働局又は公共職業安定所に提出しなければなりません。

次のいずれかに該当する場合には支給されません。

- ① 支給を行う際に、前々年度より前の年度に係る労働保険料を滞納している場合。
- ② 偽りその他の不正行為により本来受けることのできない各種助成金を受け又は受けようとしたことにより3年間にわたる助成金の不支給措置が執られている場合。

受給要件、提出書類等については事業所の所在地を管轄する都道府県労働局又はハローワークにお問い合わせください



厚生労働省・都道府県労働局・公共職業安定所(ハローワーク)

茨城県雇用関係主要指標

項目 年・月	新規求人数			新規求職申込件数			月間有効(月平均)		就職件数 全数	雇用保険受給 者実人員 (基本手当分)
	全数	うち 2次産業	うち 3次産業	全数	うち 若年者	うち 高齢者	求人全数	求職全数		
19年度月平均	13,633	3,776	9,730	10,299	4,731	1,914	37,453	38,772	3,234	9,490
20年度月平均	11,755	2,790	8,888	11,656	5,030	1,258	32,089	42,176	3,115	10,422
21年度月平均	9,406	2,028	7,301	13,517	5,528	1,582	23,122	57,443	3,380	17,086
21年 4月	9,848	2,005	7,758	18,433	7,252	2,690	25,207	59,937	3,368	16,346
5	8,052	1,568	6,397	13,219	5,381	1,587	22,614	59,931	2,906	19,504
6	9,210	1,781	7,314	13,979	5,765	1,535	22,139	60,929	3,314	20,349
7	9,242	1,974	7,214	13,180	5,434	1,438	21,764	60,609	3,363	20,398
8	8,595	1,865	6,650	11,816	4,938	1,289	21,519	59,108	2,968	19,748
9	9,793	2,232	7,472	13,110	5,394	1,351	22,851	57,898	3,500	18,594
10	10,256	2,446	7,755	14,116	5,554	1,646	23,803	58,197	3,686	17,199
11	8,774	2,187	6,509	11,148	4,565	1,273	23,106	55,877	3,416	16,199
12	8,305	1,779	6,467	9,823	3,824	1,197	21,956	51,965	2,998	15,108
22年 1月	9,846	2,127	7,635	14,113	5,792	1,660	22,412	52,728	3,023	14,423
2	10,020	2,196	7,775	13,470	5,646	1,513	24,137	54,021	3,352	13,634
3	10,928	2,181	8,661	15,802	6,786	1,808	25,951	58,115	4,669	13,529
22年 4月	10,185	2,207	7,901	17,369	6,744	2,807	24,383	60,510	4,002	12,687
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
23年 1月										
2										
3										

項目 年・月	求人倍率(季調値)(倍)				前年同月比増減率(%)								全国完全失業者	
	新規		有効		新規求人		新規求職		就職件数		受給者実人員		実数 (万人)	失業率 (季調値・%)
	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国	茨城	全国		
19年度月平均	1.32	1.47	0.97	1.02	▲ 6.5	▲ 9.0	▲ 6.4	▲ 3.7	▲ 5.4	▲ 5.7	▲ 8.2	▲ 2.5	255	3.8
20年度月平均	1.01	1.08	0.76	0.77	▲ 12.8	▲ 15.6	13.7	11.7	▲ 3.0	▲ 3.8	11.6	8.3	275	4.1
21年度月平均	0.70	0.79	0.40	0.45	▲ 19.4	▲ 17.5	17.7	12.5	8.6	9.1	68.4	43.7	343	5.2
21年 4月	0.71	0.79	0.46	0.48	▲ 24.6	▲ 26.5	39.0	28.8	1.9	0.8	100.9	76.3	346	5.0
5	0.67	0.75	0.43	0.46	▲ 34.2	▲ 34.5	23.1	14.8	▲ 7.7	▲ 6.6	109.7	70.3	347	5.1
6	0.70	0.78	0.41	0.45	▲ 20.1	▲ 22.3	34.6	29.8	4.2	8.6	111.0	78.1	348	5.3
7	0.65	0.77	0.39	0.43	▲ 29.6	▲ 23.4	29.7	23.1	3.1	8.5	95.8	64.8	359	5.6
8	0.67	0.75	0.38	0.42	▲ 26.9	▲ 24.2	32.6	22.5	8.9	16.5	91.2	60.0	361	5.4
9	0.64	0.77	0.37	0.43	▲ 25.7	▲ 20.8	16.6	12.9	2.6	7.9	80.4	50.2	363	5.3
10	0.70	0.78	0.38	0.43	▲ 17.3	▲ 18.8	24.7	13.2	4.5	8.9	69.9	43.2	344	5.2
11	0.68	0.78	0.38	0.43	▲ 22.1	▲ 13.8	21.6	18.2	20.3	20.8	69.9	43.1	331	5.3
12	0.69	0.81	0.37	0.43	▲ 19.3	▲ 17.4	2.0	▲ 0.1	16.1	18.3	50.5	30.7	317	5.2
22年 1月	0.72	0.85	0.40	0.46	▲ 11.8	▲ 13.4	▲ 5.0	▲ 6.6	11.7	6.6	36.4	18.1	323	4.9
2	0.78	0.84	0.42	0.47	▲ 7.3	▲ 2.1	▲ 8.2	▲ 7.9	11.3	4.7	11.4	1.4	324	4.9
3	0.76	0.84	0.44	0.49	6.7	7.3	1.9	1.1	26.7	13.8	▲ 6.2	▲ 12.3	350	5.0
22年 4月	0.77	0.88	0.44	0.48	3.4	5.7	▲ 5.8	▲ 4.3	18.8	13.9	▲ 22.4	▲ 23.1	356	5.1
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
23年 1月														
2														
3														

(注) 1. 学卒・日雇を除き、パートタイムを含む。
 2. 新規求職申込件数のうち若年者欄は、平成18年4月から「34歳以下のパートを含む常用」に対象を変更（18.3月までは、29歳以下のパートを除く常用）
 3. 新規求職申込件数のうち高齢者欄は、平成20年4月から「60歳以上のパートを含む常用」に対象を変更（20.3月までは、55歳以上のパートを除く常用）
 4. ▲印は減少を示す。 5. 求人倍率と全国完全失業者については月平均。 6. 平成20年12月以前の季調値は季節調整値替えにより改訂されている。